一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第５条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和７年６月１３日

京都市長　松井　孝治

１　競争入札に付する事項

⑴ 業務名

清源橋他４橋補修設計業務委託

⑵ 履行場所（対象）

京都市北区大森中町ほか地内

⑶ 業務概要

橋梁設計

打合せ、橋梁補修設計、橋梁耐震補強設計

⑷ 履行期間

契約の日の翌日から令和８年３月１３日まで

⑸ 支払条件

前金払	契約金額の３割以内で行う。
部分払	原則として行わない。 ※　設計図書で支払回数等を定めている場合は、それによる。

２　本件入札に関する問合せ先

行財政局管財契約部契約課工事契約担当

（電話０７５－２２２－３３１３）

３　入札参加資格に関する事項

次に掲げる全ての条件を満たす者

⑴ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、競争入札参加有資格者名簿（測量・設計等）に登録されていること。

⑵ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、令和５年度以前から本市内に本店（主たる事務所）を有すること。

⑶ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、建設コンサルタント登録（「鋼構造及びコンクリート部門」）を受けていること。

⑷ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、１件の契約で、次の全ての要件を満たす履行実績があること。

ア　国、地方公共団体、高速道路株式会社、地方道路公社のいずれかが発注したものであること。

イ　発注者から直接受注し、平成２２年度以降に完了したものであること。

ウ　道路橋（人道橋を除く。）の補修又は補強設計が業務内容に含まれること。ただし、同一業務において、設計に必要な橋りょう詳細調査を実施したものに限る。（橋面防水工、塗装工、剥落防止工等、構造計算を伴わず構造体を被覆する設計は対象外とする。）

⑸ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、技術士登録（技術部門：「建設部門」、選択科目：「鋼構造及びコンクリート」）を受けている者を管理技術者及び照査技術者として１名ずつ配置できること。

なお、配置予定の技術者は、履行期間において直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札参加資格確認申請日において引き続き３か月以上の雇用関係があること。

⑹ 公告日から開札日までの間において、京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。

⑺ 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの１者しか参加できない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する場合

㋐ 子会社等（子会社及び他の会社に財務及び事業の方針の決定を支配されている会社、組合等をいう。以下同じ。）と親会社等（親会社及び他の会社の財務及び事業の方針の決定を支配している会社、組合等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

㋑ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する場合

㋐ 一方の会社等（会社、組合等をいう。以下同じ。）の役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事等のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生手続中の会社等又は会社更生手続中の会社である場合を除く。

a　株式会社の取締役。ただし、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社における取締役、社外取締役、定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

b　指名委員会等設置会社の執行役

c　持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d　その他業務を執行する者であって、ａ～ｃに掲げる者に準じる者

㋑ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

㋒ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア又はイと同視できる資本関係又は人的関係があると認められる場合（組合と構成組合員の関係にある場合等）

4　入札方法等

本件入札は、価格競争方式により行う。

(1) 入札者は、次のどちらかの方法で入札すること。

ア　電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したＩＣカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえ、京都市電子入札システムへの利用者登録を行い、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

イ　京都市から入札端末機利用者カードの発行を受けたうえ、契約課内の入札端末機を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）

なお、入札端末機利用者カードは、遅くとも入札期間終了の１時間前までに発行を申請すること。

入札端末機の利用時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除き、午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）とする。

(2) 本件では、設計図書等を京都市入札情報館に掲載する試行を行うため、入札者は、「京都市入札情報館」の本件入札情報から設計図書等をダウンロードし、積算のうえ、入札期間の項で後述する入札期間に入札を行うこと。（電子入札システムへの掲載又は設計図書等の販売業者での販売は、行わない。）

なお、本件入札の設計図書等に誤り等が判明したものの、続行する場合は、入札期間初日の５開庁日前までに「京都市入札情報館」の本件入札情報にその内容、対応方法等を掲載するので、入札前に

「京都市入札情報館」を確認すること。

⑶ 落札価格は、入札金額に入札金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（１円未満切捨て）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入力すること。

⑷ 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

⑸ 入札期間

令和７年７月７日（月）、８日（火）及び９日（水）の午前９時から午後５時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後１時までを除く。

⑹ 予定価格等

予定価格　２７，４６０，０００円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格は、落札者を決定した日から契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から契約課ホームページ「京都市入札情報館」で公表する。

（「京都市入札情報館」のＵＲＬ）

https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/

最低制限価格の算定に用いた区分　「土木設計」

なお、最低制限価格の算定に当たっては、無作為に抽出した数（１．０００～１．００３）を乗じる。

⑺ 入札参加資格確認に必要な書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）の提出

入札者は、次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却せず、本市の入札・契約事務で使用する。

ア　一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式）

イ　建設コンサルタント登録通知書の写し

入札参加資格に関する事項の項で前述した要件を証明できるもの

ウ　履行実績調書（別紙様式）

入札参加資格に関する事項の項で前述した履行実績を記載し、それを証明できる書類の写しを添付すること。

エ　技術者配置予定調書（別紙様式）

配置予定の技術者を記載し、技術者資格及び雇用関係を証明できる書類の写し等を添付すること。

なお、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者の配置は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への変更であるときに限る。

また、履行期間中の交代は、次のいずれかの場合に限る。

㈠ 死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき。

㈡ 受注者の責によらない大幅な履行期間延長があった場合、履行期間が多年に及ぶ場合等で、業務の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者への交代であり、受発注者間で協議して合意したとき。

⑻ 一般競争入札参加資格確認申請書等の様式の交付

前項で「別紙様式」としたものについて、公告日から入札期間終了まで、「京都市入札情報館」及び契約課内の入札端末機に公告と併せて掲示するので、Ａ４判で使用すること。

⑼ 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア　インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office最新版で扱えること。）又はＰＤＦファイ

ル（Adobe Acrobat Readerで扱えること。）にして添付すること。

イ　端末機利用者の場合

封入、封かんし、封筒に入札番号及び業務名のみを記載して、入札期間内に契約課内の「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(10) 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問は、受け付けない。

5　開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

令和７年７月１０日（木）午前９時以降

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められる場合は、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札を行った者のうち、入札金額が同じ者が２者以上ある場合は、開札時に電子くじにより入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(3) 落札者の決定

前項の確認を行った結果、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

(4) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者及び落札金額等を契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から「京都市入札情報館」で公表する。

なお、開札日に落札者を決定しないときは、全ての入札者及び入札金額等を契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から「京都市入札情報館」で公表する。

(5) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌々開庁日の午後５時までに、その旨を記載した書面を契約課に持参し、提出すること。

6　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

7　入札の無効

京都市契約事務規則第６条の２各号に該当する入札（入札に関する条件に違反した入札）は、無効とする。

8　その他

(1) 本件は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否　　要

(4) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア　契約者が、非落札者に本件業務を委託すること。

イ　非落札者が、契約者から本件業務を受託すること。(契約者と直接契約を締結しない場合を含む。)

(5) 落札者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとも

に、落札金額（税込）の１００分の５に相当する額を違約金として徴収する。

⑹ 公告及び仕様書に定めのない事項は、本市が定める条例、規則、要綱、要領等のほか関係法令等による。

（行財政局管財契約部契約課）